

児童手当の制度が変わります

支給対象を中学3年までから高校3年まで拡大

第3子以降の支給額を、1万5千円から3万円に増額

大学生年代から第1子としてカウント

保護者の所得制限を撤廃

POINT!

令和6年6月、児童手当に関する法律が改正され、10月分から対象年齢や支給額が拡大します。
新規対象となる方は、裏面の必要書類を確認の上、福井市こども政策課に郵送で申請してください。

■変更の概要

	現 在		変更後	
0～2歳	15,000円		15,000円	
3歳～小学生	10,000円	第3子以降 15,000円	10,000円	第3子以降 30,000円
中学生	10,000円			
高校生	なし			
所得制限	あり		なし	

増額

拡大

■変更後のイメージ

例	現 在		変更後	
19歳長男【大学生】	カウントせず	0円	第1子	0円
16歳次男【高校生】	第1子	0円	第2子	10,000円
13歳長女【中学生】	第2子	10,000円	第3子	30,000円
支給月額	10,000円		40,000円	

増額

増額

ATTENTION!

申請期限

令和6年9月30日(月)

提出先

福井市こども政策課

手続が必要な方

現在、児童手当または特例給付を受給していますか？

はい

いいえ

大学生年代(※)の子を含めて、3人以上のきょうだいがいますか？

大学生年代の子がいますか？

はい

いいえ

ケース A へ

申請は不要です

高校生年代以下の児童が同居していますか？

はい

いいえ

ケース B へ

ケース C へ

高校生年代以下の児童が同居していますか？

はい

いいえ

ケース D へ

ケース E へ

※平成14年4月2日から平成18年4月1日生まれの人。
親元を離れ、大学等に在籍している人も含みます。

公務員の方は勤務先へ、福井市外に居住している方は、お住いの自治体へお問い合わせください。

必要書類

ケース A

■ 監護相当・生計費の負担についての確認書

ケース B

■ 児童手当認定請求書

■ 振込口座がわかる書類

【きょうだいが3人以上いる場合】監護相当・生計費の負担についての確認書

ケース C

■ 児童手当認定請求書

■ 監護相当・生計費の負担についての確認書

■ 振込口座がわかる書類

【別居している児童のみ】別居監護申立書

ケース D

■ 児童手当認定請求書

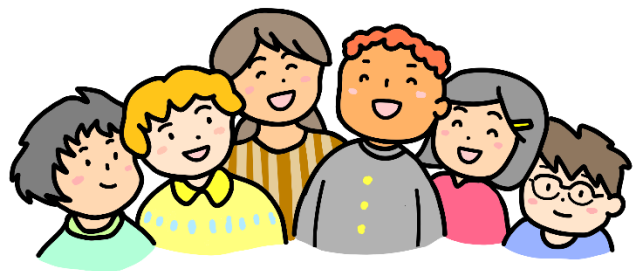
■ 振込口座がわかる書類

ケース E

■ 児童手当認定請求書

■ 振込口座がわかる書類

【別居している児童のみ】別居監護申立書



【問い合わせ先・提出先】

福井市 こども政策課

〒910-8511 福井市大手3丁目10番1号 TEL 0776-20-5412

